



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

491	随意契約の相手方の決定	(税務課).....	2
492	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	9
493	〃	(〃).....	9
494	〃	(〃).....	9
495	〃	(〃).....	10
496	〃	(〃).....	10
497	〃	(〃).....	11
498	〃	(〃).....	11
499	〃	(〃).....	11
500	救急病院の認定	(医務課).....	12
501	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の販売等の届出	(薬務課).....	12
502	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	12
503	紀の川土地改良区連合の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	13
504	保安林予定森林	(森林整備課).....	14
505	太平洋のみを操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべ き期間	(資源管理課).....	14
506	基本測量の終了	(技術調査課).....	14
507	公共測量の終了	(〃).....	14
508	〃	(〃).....	15
509	和歌山都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課).....	15
510	紀の川都市計画道路事業の事業計画の認可	(〃).....	15
511	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	15

○ 人事委員会告示

7	平成26年度和歌山県職員採用 I 種試験の実施	16
---	-------------------------	-------	----

○ 選挙管理委員会告示

44	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	21
----	---	-------	----

○ 労働委員会告示

1	あっせん員候補者名簿の公示	21
---	---------------	-------	----

○ 公告

	二級河川日置川水系河川整備基本方針	(河川課).....	22
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	27
	〃	(〃).....	27

○ 監査公表

	監査公表第12号	27
	監査公表第13号	29

告 示

和歌山県告示第491号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システムの運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 予定申告書等入力処理	1か月当たり	10,100円
(ウ) 予定申告書等作成処理	1か月当たり	22,400円
(エ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	60円
(オ) 確定申告書等入力処理	1か月当たり	40,100円
(カ) 確定申告書等作成処理	1か月当たり	83,500円
(キ) 申告書入力特別処理	1か月当たり	27,600円
(ク) 更正・決定処理	1か月当たり	72,600円
(ケ) 利子割額明細書パンチ処理	1件当たり	13円
(コ) 利子割額明細書入力処理	1か月当たり	21,600円
(サ) 利子割額明細書作成処理	1か月当たり	48,200円
(シ) 是認入力処理	1か月当たり	109,600円
(ス) 月例統計処理	1か月当たり	152,600円
(セ) 交付税調作成処理	作業1回当たり	300,000円
(ソ) 課税状況調作成処理	作業1回当たり	300,000円
(タ) 法人登録に関する処理	1か月当たり	57,600円
(チ) 未処理法人調査に関する処理	作業1回当たり	75,000円
(ツ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	72,600円
(テ) オンライン処理	1か月当たり	147,600円
(ト) 予算積算資料作成処理	作業1回当たり	80,000円
(ナ) 年報ファイル作成処理	作業1回当たり	30,000円

(ニ) 大口法人・減免法人調べ	作業1回当たり	45,000円
(ヌ) 増減理由に関する調べ	作業1回当たり	27,000円
(ネ) 未登録法人調査処理	作業1回当たり	20,000円
(ノ) 国税突合処理	1か月当たり	40,000円
(ハ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ヒ) 外形標準課税等別表入力処理	1か月当たり	47,600円
(フ) 外形標準課税等別表作成処理	1か月当たり	32,600円
(ヘ) 電子申告データ反映処理	1か月当たり	100,000円
(ホ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	50,000円
イ 県民税利子割		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,600円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	80,100円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	10,000円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,600円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	80,100円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	11,000円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データ取込処理	1か月当たり	20,000円
(ウ) 調定データ入力処理	1か月当たり	87,600円
(エ) 月例処理	1か月当たり	140,500円
(オ) 課税チェックリスト作成処理	1か月当たり	47,600円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,600円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 総務省報告処理	作業1回当たり	72,000円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	45,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	44,000円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1か月当たり	137,600円

(イ) 個人事業税調査表処理	作業1回当たり	5,000円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理(前期)	作業1回当たり	636,700円
(オ) 定例調定処理(後期)	作業1回当たり	393,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,600円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 国税連携処理	作業1回当たり	5,000円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	30,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	28,000円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	27,600円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	5,100円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	5,100円
(エ) 月例処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	20,100円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) 年次処理	作業1回当たり	30,000円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,000円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	42,600円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 月例処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	27,600円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) OCR処理	1か月当たり	27,600円
(ク) 年次処理	作業1回当たり	30,000円
(ケ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	21,000円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1か月当たり	12,600円
(イ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(オ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	5,000円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉦区税)	作業1回当たり	12,600円
(イ) 調定処理(狩猟税)	作業1回当たり	12,600円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1か月当たり	12,600円
(エ) 収納マスタ更新処理	作業1回当たり	12,600円
(オ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(カ) 課税状況調パンチ処理	1枚当たり	640円
(キ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,000円
(ク) 臨時(調定・申告)処理	1件当たり	45円
(ケ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円

コ 収納管理

(ア) 消し込み処理	1か月当たり	597,600円
(イ) 還付充当処理	1か月当たり	312,900円
(ウ) 月次集計処理	1か月当たり	95,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1か月当たり	50,100円
(オ) 報償金算定処理	作業1回当たり	46,500円
(カ) 決算統計処理	作業1回当たり	541,200円
(キ) 収納実績処理	1か月当たり	113,300円
(ク) 宛名圧縮マスタ作成処理	作業1回当たり	375,000円
(ケ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(コ) マスタ切り処理	作業1回当たり	300,000円
(サ) 住所コード更新処理	1か月当たり	32,600円
(シ) 金融機関エラーチェック処理	作業1回当たり	48,600円
(ス) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(セ) 納付情報登録処理	1か月当たり	65,000円
(ソ) 仮消し込み反映処理	1か月当たり	17,000円
(タ) 本消し込み反映処理	1か月当たり	10,000円
(チ) 滞納者マスタ作成処理	1か月当たり	10,000円
(ツ) 収納明細データ作成処理	作業1回当たり	155,000円
(テ) 延滞金月次調定処理	1か月当たり	81,000円
(ト) 滞納繰越調定処理	作業1回当たり	81,000円
(ナ) 地方法人特別税月次集計処理	1か月当たり	20,000円

サ 滞納整理

(ア) 督促状・催告状等作成処理	1か月当たり	87,600円
(イ) 延滞金通知処理	1か月当たり	80,100円
(ウ) 収入状況一覧表作成	作業1回当たり	43,400円
(エ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 不納欠損処理	作業1回当たり	75,000円
(カ) 滞納整理進行管理状況処理	1か月当たり	122,400円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	作業1回当たり	36,000円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	作業1回当たり	89,100円
(ケ) 延滞金催告通知処理	作業1回当たり	220,000円
(コ) 未納データベース作成処理	1か月当たり	420,000円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1か月当たり	40,000円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	作業1回当たり	20,000円
(ス) マスタ切り処理	作業1回当たり	30,000円

シ 各種消耗品

(ア) ロングライフリボンカートリッジ	1個当たり	2,200円
(イ) トナーカートリッジ 大	1本当たり	24,000円
(ウ) ドラムカートリッジ 大	1本当たり	56,000円
(エ) EPカートリッジ 中	1本当たり	33,600円
(オ) トナーカートリッジ 小	1本当たり	16,000円
(カ) ドラムユニット 小	1本当たり	32,000円
(キ) B4 カット用紙	1箱当たり	2,600円

(ク) A4 カット用紙	1箱当たり	1,800円
(ケ) トレイ 大	1個当たり	2,300円
(コ) 転写ローラ 大	1個当たり	3,800円
(サ) 定着器 大	1個当たり	31,600円
(シ) フィーダー 大	1個当たり	2,600円
(ス) 100Kキット 中	1個当たり	25,000円
(セ) ピックローラキット(手差し) 中	1個当たり	4,800円
(ソ) ピックローラキット(トレイ) 中	1個当たり	2,140円
(タ) 600Kキット 中	1個当たり	35,000円
(チ) カセットシュートキット 中	1個当たり	4,900円
(ツ) 給紙ローラキット(MP) 小	1個当たり	4,000円
(テ) 給紙ローラキット 小	1個当たり	4,100円
(ト) 定着器 小	1個当たり	31,200円
(ナ) レーザユニット 小	1個当たり	27,200円
(ニ) 給紙ローラキット増設ホッパ 小	1個当たり	4,100円
(ヌ) プリントヘッド	1個当たり	53,900円
ス メール費用		
(ア) 各種帳票集配送	1か月当たり	190,000円
セ システム作成費用		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	40,000円
ソ 調査関連費用		
(ア) システム影響度調査費	1人日当たり	40,000円
タ 機器使用料		
(ア) 端末装置使用料(4月～8月)	1か月当たり	4,293,957円
(イ) 端末装置保守料(4月～8月)	1か月当たり	1,883,900円
(ウ) 端末装置使用料(9月～3月)	1か月当たり	4,312,762円
(エ) 端末装置保守料(9月～3月)	1か月当たり	1,887,460円
(オ) 回線使用料	1か月当たり	893,370円
(カ) 付属機器使用料	1か月当たり	570,000円
(キ) 情報セキュリティ対策料	1か月当たり	393,236円
(ク) 休日等ホスト稼働料	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1か月当たり	169,100円
ウ 異動データ処理	1か月当たり	39,600円
エ 数量突合処理	1か月当たり	27,600円
オ 申告書プレプリント処理	1か月当たり	36,600円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連1回目処理	1か月当たり	119,400円
(イ) 分配情報作成及び関連2回目処理	1か月当たり	52,500円
(ウ) 分配情報突合データ作成	1か月当たり	220,000円
(エ) 分配情報チェックリスト作成	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成	1件当たり	14円

(カ) 分配情報修正1回目作業	1か月当たり	118,200円
(キ) 分配情報修正2回目作業	1か月当たり	52,500円
(ク) カナ情報修正データ作成	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与1回目処理	1か月当たり	79,700円
(コ) カナ情報付与2回目処理	1か月当たり	35,000円
(サ) 車種名付与1回目処理	1か月当たり	33,600円
(シ) 車種名付与2回目処理	1か月当たり	14,700円
(ス) 追加情報データ作成	1件当たり	9円
(セ) 追加情報付与1回目処理	1か月当たり	65,400円
(ソ) 追加情報付与2回目処理	1か月当たり	29,200円
(タ) 税率・郵便番号等付与1回目処理	1か月当たり	53,400円
(チ) 税率・郵便番号等付与2回目処理	1か月当たり	23,400円
(ツ) 課税マスタ異動1回目処理	1か月当たり	404,300円
(テ) 課税マスタ異動2回目処理	1か月当たり	177,800円
(ト) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ナ) 減額通知書作成	1件当たり	21円
(ニ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ヌ) リストテープ作成処理	1か月当たり	80,400円
(ネ) 納税者番号付与1回目処理	1か月当たり	179,400円
(ノ) 納税者番号付与2回目処理	1か月当たり	78,900円
(ハ) 異動履歴処理1回目作業	1か月当たり	89,400円
(ヒ) 異動履歴処理2回目作業	1か月当たり	39,300円
(フ) 自動車取得税月例1回目処理	1か月当たり	48,400円
(ヘ) 自動車取得税月例2回目処理	1か月当たり	21,200円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	作業1回当たり	45,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	作業1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	作業1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	27.5円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	作業1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	作業1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1か月当たり	24,300円
(タ) 公示サインによるコメントレコード1回目作成	1か月当たり	57,300円
(チ) 公示サインによるコメントレコード2回目作成	1か月当たり	25,200円
(ツ) 要調査サイン修復処理	作業1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞繰)	作業1回当たり	53,300円

(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞繰)	作業1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1か月当たり	270,000円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	作業1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	作業1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	作業1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	作業1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成	作業1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成作業	作業1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1か月当たり	21,600円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	作業1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	作業1回当たり	120,000円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	作業1回当たり	120,000円
(キ) 督促状等控えリスト作成	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成	作業1回当たり	12,000円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換作業	作業1回当たり	36,000円
(コ) 自動車税済通年度処理	作業1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成	1件当たり	32円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	作業1回当たり	120,900円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(エ) 各種プルーフリスト作成	1か月当たり	9,900円
(オ) 大口リスト作成	1件当たり	1.8円
(カ) コメントリスト作成	作業1回当たり	30,000円
(キ) 身体障害者減免データベース作成	1か月当たり	12,900円
(ク) 身体障害者減免未納者一覧表作成	作業1回当たり	119,600円
(ケ) 職権抹消処理	作業1回当たり	216,000円
(コ) 職権抹消照会ハガキ作成	1件当たり	12円
(サ) 自動車税滞納者マスタ作成処理	作業1回当たり	14,000円
(シ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(ス) オンライン処理作業	1か月当たり	899,700円
(セ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	130,000円
(ソ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車取得税関係		

(ア) 自動車取得税データコンバート	作業1回当たり	15,000円
(イ) 自動車取得税オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	55,000円
キ プログラム作成関係		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	40,000円
6 契約の相手方を決定した手続 随意契約		
7 随意契約の理由		
特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項及び同法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。		

和歌山県告示第492号

和歌山県日高郡由良町大字中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成25年10月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字中の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年4月3日

和歌山県告示第493号

和歌山県日高郡由良町大字中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成25年10月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字中の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年4月3日

和歌山県告示第494号

和歌山県海南市扱沢・東畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年1月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市扱沢・東畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市扱沢・東畑の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年4月3日

和歌山県告示第495号

和歌山県紀の川市久留壁・西大井の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年12月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市久留壁・西大井の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市久留壁・西大井の各一部地区
- 5 認証年月日
平成26年4月3日

和歌山県告示第496号

和歌山県紀の川市東大井・西大井の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年12月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市東大井・西大井の各一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市東大井・西大井の各一部地区
- 5 認証年月日
平成26年4月3日

和歌山県告示第497号

和歌山県紀の川市名手上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成26年1月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市名手上の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市名手上の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年4月3日

和歌山県告示第498号

和歌山県和歌山市砂山南2丁目・砂山南3丁目・砂山南4丁目・湊の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市砂山南2丁目・砂山南3丁目・砂山南4丁目・湊の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市砂山南2丁目・砂山南3丁目・砂山南4丁目・湊の各一部地区
- 5 認証年月日
平成26年4月3日

和歌山県告示第499号

和歌山県日高郡日高川町大字三十木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成25年12月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字三十木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字三十木の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年4月3日

和歌山県告示第500号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 社会医療法人博寿会 山本病院
- 2 所在地 橋本市東家六丁目7番26号
- 3 有効期限 平成29年3月31日

和歌山県告示第501号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第14条第1項の規定による知事監視製品の販売等の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

氏 名	販売等場所の所在地	販売等場所の名称	届 出 年月日
植野英二	和歌山市吉田677 ルーセント吉田505	エクスプレス	平成 26. 4. 1

和歌山県告示第502号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エバグリーン有田店
和歌山県有田市宮崎町字箕川110番1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年12月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,697㎡
- 6 駐車場の収容台数
67台
- 7 駐輪場の収容台数
20台
- 8 荷さばき施設の面積
32㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
7.9㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
6箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成26年3月31日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）
有田市産業振興課（有田市箕島50番）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成26年4月15日から同年8月15日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により、紀の川土地改良区連合の定款変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第504号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町一雨字長瀬522の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第505号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、太平洋（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条の表太平洋の項下欄に掲げる海域をいう。）のみを操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成26年4月15日から同月24日までと定めたので、同規則第8条第3項の規定により告示する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第506号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

2 作業期間 平成25年6月28日から平成26年3月31日まで

3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第507号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（数値図化、既成図数値化、数値修正、座標変換）

2 作業期間 平成25年6月21日から平成26年3月24日まで

3 作業地域 和歌山県紀の川市

和歌山県告示第508号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 平成25年12月16日から平成26年1月17日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市のうち上屋敷1丁目から3丁目まで及び中屋敷町の全部並びに新屋敷町、下屋敷町、南新町、今福町及び片町の一部

和歌山県告示第509号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成26年4月2日付け国近整計管和都業第8-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・2・6号 南港山東線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第510号

紀の川都市計画道路事業の事業計画については、平成26年4月1日付け国近整計管和都業第9-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
紀の川都市計画道路事業 3・5・9号 松井石町線
3・5・2号 黒土穴伏線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第511号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) カード基体 300枚×3入（一般） 94箱
 - (2) カード基体 300枚×3入（優良） 96箱
 - (3) カード基体 300枚×3入（新規） 12箱
 - (4) 経歴証明書カード基体 300枚 3箱
 - (5) IC化用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 91箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) カード基体 300枚×3入（一般）
1箱当たり 540,432円
 - (2) カード基体 300枚×3入（優良）
1箱当たり 540,432円
 - (3) カード基体 300枚×3入（新規）
1箱当たり 540,432円
 - (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1箱当たり 162,648円
 - (5) IC化用リボンセット（2000枚×1入×7種）
1箱当たり 151,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

平成26年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成26年4月15日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成26年度和歌山県職員採用 I 種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般行政職	通常枠	48人程度	知事部局又は教育委員会（県立学校を含む。）等における事務
	特別枠	10人程度	

警察事務職	6人程度	警察本部等における事務
情報職A	2人程度	知事部局等における情報処理に関する業務並びに地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する事務
情報職B	1人程度	警察本部等における情報処理及びICT利活用推進等に関する業務
総合土木職	10人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職A	2人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
建築職B	1人程度	警察本部等における施設の施工監理等の業務
電気職	2人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
化学職	1人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
農学職	7人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
林学職	3人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
水産職	2人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務

2 受験資格

(1) 建築職B以外の試験区分

次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和54年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

イ 平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成27年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 建築職Bの試験区分

次のア及びイのいずれも満たす人

ア 前記（1）の要件を満たす人

イ 一級建築士若しくは二級建築士の免許取得者又は平成27年3月末日までに行われる一級建築士若しくは二級建築士試験により免許取得見込みの人（当該免許を取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失う。）

(3) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成26年6月22日(日)	和歌山市 田辺市	平成26年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
	【一般行政職特別枠以外の試験区分】 (個別面接①、論文試		

第2次試験	験、適性検査) 平成26年7月下旬の指定する1日 (個別面接②、集団討論) 平成26年8月下旬の指定する1日 ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。	和歌山市	平成26年9月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。
	【一般行政職特別枠】 (論文試験、適性検査) 平成26年7月中旬の指定する1日 (面接試験) 平成26年8月上旬の指定する1日		

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠以外の試験区分

	種 目	配 点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野 (社会科学、人文科学及び自然科学) 30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野 (文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈) 25題を必須解答とする。	2時間30分
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (択一式) 40題を全問必須解答とする。 ただし、総合土木職は、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。 なお、情報職は、記述式及び択一式試験とする。	2時間
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1200字程度)	1時間30分
	面接試験	1800点	人物、能力、性格等についての個別面接 (2回) 及び集団討論 ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 一般行政職特別枠

	種 目	配 点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	120点	前記 (1) の第1次試験 教養試験と同内容	2時間30分
	専門試験 (択一式)	180点	前記 (1) の第1次試験 専門試験と同内容	2時間
	アピール論文試験	700点	高度な能力や実績等を得る過程で培った能力をアピールする論文試験 (文字数及び枚数の制限なし)	1時間30分
第2次試験	論文試験	200点	前記 (1) の第2次試験 論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1400点	自身が培った能力等を県政にどのように生かすかのプレゼンテーション及び人物、性格等についての個別面接	
	適性検査		前記 (1) の第2次試験 適性検査と同内容	

(注) 特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
情報職 A・B	数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ等
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構等
建築職 A・B	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気職	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
化学職	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農学職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学等
林学職	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
水産職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

和歌山県東京事務所

わかやま紀州館

和歌山県名古屋観光センター

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

また、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から申込用紙を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネットの場合

和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申込手続を行うこと。

なお、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等を別途、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I種試験証明書類」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

イ 郵送の場合

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I種試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

なお、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等を同封すること。

(4) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成26年5月7日（水）の午前10時から同月23日（金）の午後4時までに受信したものを受け付ける。

イ 郵送による申込みの場合

平成26年5月7日（水）から受付を開始し、同月23日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(5) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成27年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、178,800円（平成26年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第44号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年4月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

表中

新宮市新宮4643番地の136 新宮市春日6760番地の2	新宮市松山隣保館 新宮市職業訓練センター	を
新宮市新宮4643番地の136	新宮市松山隣保館	に改める。

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成26年4月15日

和歌山県労働委員会会長 有田 佳秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

（平成26年4月2日現在）

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
		36期～40期公益委員	

ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～38期会長代理 39期～会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～40期公益委員 39期～会長代理	H24. 4. 4
いしばしきだお 石橋貞男	和歌山大学教授	36期～40期公益委員	H18. 3. 17
じんとくこうじ 神徳皓治	(元)和歌山県参事	39期～40期公益委員	H24. 4. 4
よしざわなおみ 吉澤尚美	弁護士	40期公益委員	H26. 4. 2
しみずかずこ 清水和子	特定社会保険労務士	37期～39期公益委員	H20. 3. 19
ふるたにのりお 古谷紀男	連合和歌山会長	34期～40期労働者委員	H15. 2. 17
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～40期労働者委員	H20. 3. 19
よこやまみつひろ 横山光裕	UAゼンセン和歌山県支部支部長	38期～40期労働者委員	H22. 11. 17
とうごうたかふみ 東郷隆文	基幹労連和歌山県本部委員長	38期～40期労働者委員	H23. 4. 20
しまもとよしかず 嶋本佳和	情報労連和歌山県協議会議長	39期～40期労働者委員	H24. 4. 4
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～40期使用者委員	H14. 2. 27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役社長	35期～40期使用者委員	H16. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールバック株式会社取締役会長	38期～40期使用者委員	H22. 3. 19
ながいけいいち 永井慶一	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	39期～40期使用者委員	H24. 4. 4
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役社長	39期～40期使用者委員	H25. 2. 6
どうしろかずたか 堂代和孝	労働委員会事務局長		H25. 4. 3
ほりたつや 堀達也	労働委員会事務局審査調整課長		H26. 4. 2
はたけなかかずひろ 畑中一宏	労働委員会事務局審査調整課副課長		H25. 4. 3
まつもとよしはる 松本義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H19. 4. 4
なかむらやすたか 中村安隆	労働委員会事務局審査調整課主査		H25. 4. 3

公 告

公 告

河川法 (昭和39年法律第167号) 第16条第1項の規定に基づき、二級河川日置川水系河川整備基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公告する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

① 流域の概要

日置川は、その源を和歌山県と奈良県の県境に位置する果無山脈の安堵山 (1,184m) に発し、途中、安川、前の川、将軍川、城川等の支川を合わせながら南西に流れ、白浜町日置で紀州灘に注ぐ、流域面積 414.9km²、幹川流路延長約 79km の二級河川である。

日置川流域は、和歌山県田辺市、白浜町、すさみ町及び奈良県十津川村の4市町村にまたがっている。流域の地形は、日置川源流から殿山ダムを経て感潮区間に至るまでの上流域から中流域では、標高 200m 以上、40° 以上の傾斜となる急峻な山地となっており、大きな蛇行を繰り返しながら流下している。河口から約 4km までの下流域では、平地がみられ、感潮区間となっている。河床勾配は、日置川源流から殿山ダムまでの上流域では約 1/50~1/200、殿山ダムから感潮区間に至るまでの中流域では約 1/200~1/700、下流域の河口付近約 2km は約 1/1,000 となっている。

流域の地質は、田辺市中辺路町近露付近を境として、北側は音無川層群、南側は牟婁層群、さらに下流域の右岸側には田辺層群がみられ、日置川は田辺層群と牟婁層群の境を流下する。いずれも、砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層、礫岩の地層からなる。

流域の気候は、黒潮の影響を受け、一年を通じて温暖で、年平均気温は約 17℃、年平均降水量は上流域で約 3,000mm、下流域で約 1,900mm と多雨地帯となっている。

流域の土地利用は、山地が 96.9%、水田・畑が 2.5%、宅地が 0.6% となっている。

流域には、熊野三山への参詣道である熊野古道 (中辺路、大辺路) がとおり、中世には皇族、貴族から庶民にいたるまで「蟻の熊野詣」といわれるほど多くの人々が訪れた。熊野古道は平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、現在も多くの観光客が訪れる。また、流域内は大塔日置川県立自然公園等に指定され、八草の滝、百間山溪谷といった景勝地をはじめとする豊かな自然に恵まれている。主要な産業は農業及び林業であり、紀州梅、川添茶、紀州備長炭、鮎加工品等が特産品として知られている。

② 治水事業と現状

日置川流域における過去の大きな洪水被害は、明治 22 年 8 月、昭和 33 年 8 月台風 17 号などの出水によるものがある。明治 22 年 8 月の出水では、和歌山県下の水害犠牲者は 1,247 名にのぼり、被害の大部分は西牟婁郡で、そのほとんどが日置川流域と富田川流域におけるものであった。また、日置川流域では、昭和 33 年 8 月の台風 17 号による出水が、昭和以降で最大の被害をもたらした。

日置川の治水事業は、昭和 33 年の大出水を契機に昭和 36 年度より中小河川改修事業に着手し、河口から約 1km 地点の日置川大橋から約 4.4km の区間を対象に築堤・掘削等を実施しているが、近年でも、平成 15 年 8 月の台風 10 号、和歌山県下に甚大な被害をもたらした平成 23 年 9 月の台風 12 号等で、浸水被害が発生しており、今後も被害の軽減を図る必要がある。

③ 河川利用の現状

河川水の利用については、許可水利が4件、慣行水利が68件（白浜町^{しらはまちょう}32件・田辺市^{たなべし}36件）あり、水道用水や発電用水および農業用水として利用されている。主なものとしては、水道用水は河口から4.2km付近右岸側の日置浄水場での取水、発電用水は34.2km付近の殿山ダムでの取水などがある。その他、ポンプによる取水も多数行われている。なお、日置川ではこれまで濁水による被害の報告はされていない。

河川空間の利用については、日置川水系はアユやアマゴの釣場として有名であり、また、各地で川沿いにキャンプ場が整備され、滞在型の親水・交流空間として利用されている。また、横断工作物が比較的少ないなどの川の特性を活かし、カヌーで川下りを行う光景も見られる。殿山ダムのダム湖での釣り大会や、日置川沿道を利用したマラソン大会等のイベントも毎年開催されている。

④ 河川環境の現状

上流域（源流～殿山ダム）は、大部分が両岸に山地が迫る溪流となり、蛇行を繰り返して流れ、瀬・淵が連続する。川沿いの樹林はスギ・ヒノキ人工林やアラカシ群落が広がり、スダジイがみられ、オシドリが生息する。岩場の多い川岸にはネコヤナギ群落やウバメガシ群落が広がり、サツキやヤシャゼンマイが生育し、河原にはツルヨシ群落が広がる。礫底の瀬にはカワヨシノボリが生息し、カワガラスの採餌環境となっている。淵には冷水性のアマゴやタカハヤが生息し、ヤマセミの採餌環境となっている。

中流域（殿山ダム～感潮区間上流端）は、山地部を蛇行を繰り返して流れ、両岸に山地が迫る区間と、片側は農地や集落のみられる平地となる区間が交互し、広い河原が形成され、瀬・淵が連続する。川沿いの樹林はネコヤナギ群落やヌルデ・アカメガシワ群落が広がり、河原にはツルヨシ群落がみられ、カワラハハコが生育する。水域は河口から横断工作物がないことから連続的な環境となっており、回遊性のハゼ類が生息する。瀬はルリヨシノボリやシマヨシノボリが生息し、アオサギやカワウの採餌環境となっている。淵はニホンウナギやボウズハゼが生息し、カワセミの採餌環境となっている。また、緩流域や止水域では、ヒメガマ、イが生育する。

下流域（感潮区間）は、主に右岸側に平地がみられ、左岸側は山地が迫る。河道は緩やかに蛇行し、河口付近には中洲がみられ約1kmにわたって分流する。川沿いの樹林はウバメガシ林、ヤナギ林が広がり、サギ類、カワウの生息地となっている。湿地にはヨシ・シオクグ群落、ツルヨシ群落が広がり、マガモが生息する。水域にはビリンゴ、ゴマハゼ、イドミミズハゼが生息し、ミサゴ、サギ類、カモ類、カワウの採餌環境となっている。また、緩流域や止水域にはメダカ南日本集団が生息する。

水質については、環境基準 AA 類型(BOD:1mg/l)に指定されている。BOD75%値については、河口から約2.6kmの安宅橋^{あたぎばし}(環境基準点)において、平成6年以降環境基準を満足しており、良好な水質が保たれている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

① 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、豊かな自然環境と河川景観を保全、継承するとともに、良好な水質の維持、人々に親しまれている河川空間を維持していくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・

環境に関わる施策を総合的に展開する。

② 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、安全で安心な流域を目指し、年超過確率 1/40 の規模の降雨による洪水および高潮から沿川地域を防御するため、景観、自然環境等の保全にできる限り配慮しつつ河道の拡幅・築堤、河床掘削による整備を進め治水安全度の向上を図る。また、堤防の点検を行い必要な場合、堤防の安全確保のための強化対策を行う。

計画規模を上回る洪水や高潮、整備途上段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合に、被害を極力軽減させるため、水位情報の周知、関係機関と災害関連情報の提供・共有を図るほか、緊急復旧活動を支援するための拠点整備を行う。また、洪水ハザードマップの作成・活用や水防体制の維持・強化を支援し地域住民の防災意識向上を図り、洪水時の警戒避難体制のより一層の整備を関係機関や地域住民と連携して進める。

さらに、今後発生が懸念される東海・東南海・南海地震等に備え、必要に応じて対策を講じる。

③ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、水道用水、発電用水、農業用水として利用されているが、水利権と水利用の現状把握に努め、水資源の合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保するよう努める。異常渇水時における対策としては、関係機関との連絡、調整機能の充実を図り適正かつ効率的な水利用に努める。

④ 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との整合を考慮し、流域的な視点から関係機関と調整・協力し、河川全体の調和を図るものとする。

河道工事等においては、適切な技術的知見に基づき、できるだけ河川環境への影響の回避・低減に努めるとともに、必要に応じ代償措置を講じるなど、良好な河川環境の保全を図る。

上流域では、アマゴ、タカハヤ等の生息・繁殖の場となる瀬・淵の連続する溪流環境の保全に努める。

中流域では、ハゼ類等の遡上・降下が可能な連続性の維持、生息・繁殖の場となる瀬・淵の保全、カワラハハコ等の生育する河原の保全に努める。

下流域では、シオクグ等の生育する湿地の保全に努める。

⑤ 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹木については、その治水及び、環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。

また、河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び、地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用と自然環境等の保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような的確な河川情報の提供に努める。

さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

2 河川の整備の基本となる事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

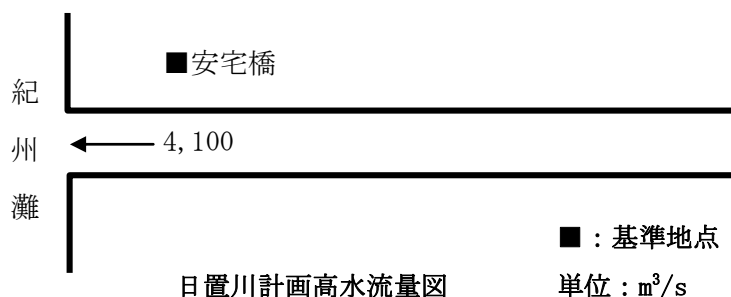
基本高水のピーク流量は、過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点（安宅橋）において $4,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、河道により流下させる。

基本高水のピーク流量等一覧表 単位： m^3/s

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
日置川	安宅橋	4,100	0	4,100

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

日置川における計画高水流量は、安宅橋地点において $4,100\text{m}^3/\text{s}$ とする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

日置川における主要な地点の計画高水位及び計画横断形に係る川幅は、次の通りとする。

主要な地点における計画高水位および概ねの川幅一覧表

河川名	基準地点	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	概ねの川幅 (m)
日置川	安宅橋	2.53	5.76	270

(注) T.P: 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

日置川における既得水利としては、安居地点下流においてかんがい用水および水道用水として最大約 $0.6\text{m}^3/\text{s}$ がある。

これに対し、安居地点における過去 20 年間の平均渇水流量は、約 $3.1\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は約 $7.4\text{m}^3/\text{s}$ 、10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は約 $1.5\text{m}^3/\text{s}$ である。

安居地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、概ね $1.5\text{m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、水利使用等が考慮されているため、水利使用の変更等に伴い、当該流量は増減するものである。

なお、文章中の図表についてはその一部を省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部河港課及び東牟婁振興局串本建設部工務課に備え付け、縦覧に供する。

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画公園（3・3・5号神楽公園）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画風致地区の変更（平草原風致地区）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監査公表

和歌山県監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成26年2月6日及び同年3月13日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年4月15日

和歌山県監査委員 保田 栄 一
 和歌山県監査委員 足立 聖 子
 和歌山県監査委員 岸 本 健
 和歌山県監査委員 森 礼 子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
子ども・女性・障害者相談センター	平成26年2月6日
工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃
公営競技事務所	平成26年3月13日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

公営競技事務所

平成24年から平成26年までにかけて、旅行命令事務を担当する職員が、県公営競技主催者協議会職員に係る架空の出張書類を作成し、旅費を着服した。また、県職員及び県公営競技主催者協議会職員の出張のうち、中止により受領済みの旅費を返戻すべき事情が生じたにもかかわらず、手続を行わず同旅費を着服した。

今回の不祥事に関しては、当事務所において過去にあった横領事件の教訓が生かされておらず、今後、かかる事態が生じることのないよう、公金の取扱い等が適正に行われるよう管理体制に万全を期されたい。

(2) 注意事項

ア 子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成24年度末で約1,581万円となっており、前年度末に比し約41万円増加している。

今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告、自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 調理業務委託契約書第14条に基づく受託責任者の設置報告書を受領していなかった。また、同契約書第15条第2項に規定する通知を受領していなかったため併せて適正に処理されたい。

(ウ) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)について、決裁手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 外出承認簿で未承認の外出事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 旅行命令すべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。

(カ) 随時の資金前渡に係る扶助費において、支出負担行為の決裁の出納機関への合議がされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の平成24年度末の収入未済額は約1,111万円と、前年度末に比し約1,589万円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 荷さばき地使用料及び野積場使用料について、収入調定が遅れた事例があった。また、荷役機械(ガントリークレーン)使用料について、1か月間の使用分を翌月に一括して調定していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 小型船舶係留施設の年間使用許可分の使用料の納期限を適切な手続によることなく9月30日としていた。また、岸壁、栈橋及び物揚場使用料並びに入港料の納期限を同じく納入通知書を発する日の翌日から起算して3か月後の日としていたため、適正に処理されたい。

(エ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

ウ 公営競技事務所

(ア) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金については、平成24年度末における未収額は約2億1,900万円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

(イ) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

(ウ) 公用車ででの出張に際し、外出承認簿及び自動車等使用台帳の記載漏れがあったので適正に処理されたい。

(3) 検討事項

子ども・女性・障害者相談センター

ア 鉄骨造りの身体障害者福祉工場等の設置について、敷地の一部を社会福祉法人に対し行政財産の目的外使用許可を与え利用させているが、当該施設は、長期にわたり使用されるものであり、当該土地を公用又は公共用に供する計画がないのであれば、行政財産の用途廃止を行い、普通財産として貸し付けることが適当であるので検討されたい。

イ 市道から県施設に至る約300mの進入路については、県施設利用者のみならず、隣接する病院等へのアクセス道路として、また、付近住民の生活道路として使用されている状況であることから市道への移管に向け関係機関と協議を進められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成26年2月6日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年4月15日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 岸 本 健

和歌山県監査委員 森 礼 子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
公立大学法人和歌山県立医科大学	平成26年2月6日
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人和歌山地域地場産業振興センター	〃
株式会社ウインナック	〃
公益財団法人和歌山県救急医療情報センター	〃
公益財団法人和歌山県国際交流協会	〃
一般財団法人和歌山県勤労福祉協会	〃
特定非営利活動法人和歌山IT教育機構	〃
特定非営利活動法人わかやまNPOセンター	〃
和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム	〃
クリーン興商・南海ビルサービス企業体	〃
特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会	〃
社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 診療費（患者負担分）の未収金については、平成24年度末で附属病院本院で約2億492万円、紀北分院で約1,201万円となっており、前年度末に比し附属病院本院で約1,295万円、紀北分院で約33万円それぞれ増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。

(イ) 和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日和医大規程第22号）第32条第1項第3号に基づき契約保証金を免除している契約で、契約保証金免除申請書に記載されている契約実績が同規模とは認められない、又は同規模であることが確認できない等の事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 職員の退職に伴い通勤手当の返納をさせているが、返納額を誤っていたので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県住宅供給公社

(ア) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

(イ) 平成24年度における宅地分譲等の事業実績は、岸宮サニータウン8区画及び木ノ本ニュータウン3区画の合計11区画の宅地分譲を行っているが、経営改善計画で定めた平成25年度完売に向け、残り3区画の保有土地の分譲に努められたい。

(ウ) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成24年度末の収入未済額は、約1億28万円であり、前年度末に比し約3,390万円減少している。

引き続き、県（建築住宅課）及び徴収事務委託管理人と連携し未収金の縮減に努められたい。

ウ 公益財団法人和歌山地域地場産業振興センター

(ア) 平成24年度「貸借対照表Ⅱ負債の部1. 流動負債未払金」にアンテナショップ等の未払金が計上されていないので適正に処理されたい。

(イ) 平成24年度「収支計算書Ⅰ事業活動収支の部2. 事業活動支出資産の部①事業費支出人件費支出」において退職給付費支出36万円を計上すべきところ、「Ⅱ投資活動収支の部2. 投資活動支出①特定資産取得退職給付引当資産取得支出」に退職給付費支出が計上されていたので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。